

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2021年6月28日
<b>【会社名】</b>	E N E O Sホールディングス株式会社
<b>【英訳名】</b>	ENEOS Holdings, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大田 勝幸
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
<b>【電話番号】</b>	03(6257)7075
<b>【事務連絡者氏名】</b>	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 井上 亮
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
<b>【電話番号】</b>	03(6257)7075
<b>【事務連絡者氏名】</b>	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 井上 亮
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第11回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金11円 総額35,452,986,899円
- 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月28日

第2号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

監査等委員でない取締役として、杉森 務、大田勝幸、横井敬和、岩瀬淳一、谷田部 靖、細井裕嗣、村山誠一、齊藤 猛、大田弘子、宮田賀生及び工藤泰三を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、西村伸吾及び三屋裕子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
第1号議案	23,709,853個	74,261個	478個	99.413%	可決
第2号議案					
杉森 務	22,468,703個	1,299,595個	17,550個	94.204%	可決
大田勝幸	23,241,236個	533,326個	11,292個	97.443%	可決
横井敬和	23,313,609個	460,954個	11,292個	97.746%	可決
岩瀬淳一	23,313,419個	461,144個	11,292個	97.745%	可決
谷田部 靖	23,313,418個	461,145個	11,292個	97.745%	可決
細井裕嗣	23,313,409個	461,154個	11,292個	97.745%	可決
村山誠一	23,312,204個	462,359個	11,292個	97.740%	可決
齊藤 猛	23,316,743個	462,002個	7,110個	97.759%	可決
大田弘子	23,478,511個	296,052個	11,292個	98.438%	可決
宮田賀生	23,495,163個	279,400個	11,292個	98.507%	可決
工藤泰三	23,548,812個	229,934個	7,110個	98.732%	可決
第3号議案					
西村伸吾	22,587,770個	1,190,008個	7,110個	94.707%	可決
三屋裕子	23,499,650個	273,959個	11,292個	98.530%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- 2. 賛成の割合は、2021年6月24日午後5時30分までに書面又は電磁的方法（インターネット等）により行使された議決権の数（以下「事前行使分」）を含めて、本総会に出席した株主の議決権の総数（ただし、無効票数等の違いにより議案毎に当該総数は異なります。）を分母として算出しております。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び本総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、上記(3)の表に記載した賛成、反対又は棄権の議決権の数に加算していません。

以 上